(4)　説明書類に記載する事項

1　別紙様式第三十六号に記載されている事項 2　［略］	

［(5)～(10)　略］

(注意事項)

1　業務の状況

［(2)・(3)　略］

(4)　説明書類に記載する事項

法附則第３条の３第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第63条の12第３項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十六号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

［(5)～(10)　略］

［(11)～(13)　略］

2　［略］

別紙様式第三十六号（附則第五十七条関係）　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

(4)　［同左］

1　別紙様式第三十四号に記載されている事項 2　［同左］	

［(5)～(10)　同左］

(注意事項)

1　［同左］

［(2)・(3)　同左］

(4)　［同左］

法附則第３条の３第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第63条の12第３項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十四号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

［(5)～(10)　同左］

［(11)～(13)　同左］

2　［同左］

別紙様式第三十四号（附則第五十七条関係）　［同左］

第二条　金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正）

（金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引（新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式（法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。 ［３・４　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ２　この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。 ［３・４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第三条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（財務諸表等の監査証明に関する権限の関東財務局長への委任） **第十条**　金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務諸表等の監査証明に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	